令和６年度　東住吉区区政会議　第１回子育て教育部会・安心つながり部会

１　開催日時　　令和６年７月８日（月曜日）　２０時～２１時

２　開催場所　　東住吉区役所　３階３０２会議室

３　出席者の氏名

（出席委員）

丸川正吾議長、尾松謙一子育て教育部会長、井本啓二安心つながり部会長、
石田貴之委員、伊藤智美委員、小縣由明委員、川村学委員、小坪琢平委員、堺政昭委員、
佐藤茂忠委員、竹村匡己委員、中西裕希恵委員、林弘子委員、樋口徹委員、堀江淳委員、
桝井増太郎委員、三原順一委員

（市会議員）

田辺信広議員、渕上浩美議員

（東住吉区役所）

藤原区長、村田副区長、森本総務課長、今西事業企画担当課長、杉浦総合調整担当課長、
松木区民企画課長、江原次世代育成担当課長、山本子育て支援担当課長、七堂保健主幹、
秋山保護課長、奥田生活支援担当課長、藤井窓口サービス課長、
西井総務課長代理

４　議題

(1) 今年度の部会の進め方について

(2) その他

○杉浦総合調整担当課長

これより子育て教育部会・安心つながり部会を開催いたします。渕上議員に来ていただいていますのでご紹介させていただきます。渕上議員でございます。

○渕上議員

よろしくお願いします。

○杉浦総合調整担当課長

ありがとうございます。それでは、本来であれば各部会それぞれの開催となるところなんですけれども、今日の議題は今年度の部会の進め方についてとしまして区政運営の基礎的な事項について両部会共通の内容で進めさせていただくことから共同の開催とさせていただいております。進行につきましては引き続き丸川議長にお願いしたいと存じますが、尾松部会長、井本部会長、御異議ございませんでしょうか。

○尾松子育て教育部会長・井本安心つながり部会長

異議ありません。

○杉浦総合調整担当課長

それでは引き続き丸川議長よろしくお願いいたします。

○丸川議長

引き続き議長として進行役務めさせていただきます、丸川です。皆様のご協力のもと、円滑に議論を進めていただければなと思っていますのでよろしくお願いします。

議題についてはですね、区役所からご説明お願いします。説明のあと一括して委員の皆様からのご意見ご質問をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは議題に入ります。議題１今年度の部会の進め方について説明をお願いいたします。

○杉浦総合調整担当課長

それでは、今年度の部会の進め方について事務局の西井総務課長代理から説明させていただきます。よろしくお願いします。

○西井総務課長代理

総務課長代理の西井です。どうぞよろしくお願いします。

今年度の部会の進め方ということで、今年度はまず次期将来ビジョンの策定に向けてご意見いただくということで進めさせていただくということになっているんですけども、第1回本会でご報告させていただいたアンケートの結果のとおり、区政会議で意見を述べるために前提となる区の現状とか行政の仕組み等についての知識が不足してると、そういったご意見に対しまして、まずはご意見をいただくにあたって今回の第1回部会では改めて区政運営の基礎的な事項について説明をさせていただくということに致したところでございます。本会に続きまして説明がずっと続くような形で、また法律的なところとか、行政の仕組みというような難しい言葉や日ごろ聞きなれないような言葉も出てくると思います。なるべく分かりやすい説明に努めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

部会のタイトルを書いた資料ですが、お手元にございますでしょうか。1枚表紙をめくっていただきまして、２ページ目ですね。本日説明させていただく内容ということで、区政運営に関する基礎的な事項ということで目次を記載させていただいております。そもそも区役所がどのような位置づけになっていて、地方自治体として担う仕事がどのように区分化されていて、区役所の仕事として位置づけられているのかということ。そして、区長の権限と責任において施策を進めていくためのよりどころとして将来ビジョンとか運営方針というのがありまして、これらに基づいて区長が予算を編成しまして、施策、事業を展開しているといったところを、少し項目ごとに掘り下げてご説明したいと思っております。

そうしましたら３ページをまず開けていただきたいんですけれども、区役所の位置づけということになります。区とか区役所というのは政令指定都市に置かれてるということになるんですけども、政令指定都市、皆さんご存じかと思うんですけれども、地方自治法で政令で指定する人口50万人以上の都市ということで規定されている都市ということになります。本来は都道府県が行うような事務の一部を担うとかほかの一般の市とは異なる特例があり、大規模な都市ということで、現状大体人口70万人以上の都市を目安に、今20の都市が政令で指定されております。

そこで区役所というのは、地方自治法という法律の中で決められているということで、下の囲みのところに地方自治法の条文を書かせていただいております。真ん中のところに

簡潔に書かせていただいておりますが、区役所に関する規定について地方自治法においては、市の条例で市の区域を分けて区を設けること、行政区を設けるということ。それから、区の事務所いわゆる区役所です、これを区のところに置くということ。それから、その区の事務所、区役所が分掌する事務、行う事務を条例で定めること、というのが地方自治法の中で決められているということになっています。

次の４ページ、大阪市ではどういうふうな位置づけになっているのかということですが、普段住んでいる住民の皆さんはあまり気にすることはないと思います。自分の住んでいるところが東住吉区で、そこに区役所があって、住民に関する手続きとかをやってるということがイメージするところかと思いますが、先程の地方自治法とか、大阪市の条例の中でも、区役所を設置する根拠というのがあって、区役所がやる仕事というのが決められております。

「区の事務所の名称、位置及び所轄区域並びに事務分掌に関する条例」というのが大阪市にはあります。この中で、区役所の名称とか、位置が決められております。第１条ですが大阪市には 24 の区があります。それぞれ一覧表という形であるんですが、東住吉区については事務所の名称が東住吉区役所といいます。事務所の位置については東田辺１丁目 13 番 4 号。この場所に置くっていうことが条例で決められています。その次の第 2 条では、区の事務所の所管区域は、区役所が所管するのはその区の区域ということで、東住吉区の区域を所管しますと。

そして区役所がやる仕事については、第 3 条でこの 3 つの事務、事項というのが定められています。１つ目が区における地域づくり及び安全で安心なまちづくりに関する事項。２つ目が区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項。３つ目がその他区民に身近な行政サービスに関する事項。これらが区役所の担当する事務ということで決められております。区役所は大阪市の仕事を何でもやっているわけではなく、こういった、住民に身近な行政サービスに関する仕事を担っておりまして、大阪市という組織の中のあくまで一つの内部の組織ということになります。

次に５ページ、そういった区役所に分掌された事務を行うために、区役所には総務課、区民企画課、窓口サービス課、保健福祉課、保護課の５つの課が置かれています。また、区役所の所管のもとに保健福祉センターが置かれておりまして、これらの事務は区役所の保健福祉課と保護課で事務を取り扱っているということになっております。また東住吉区

は市域編入の経過もありまして矢田出張所というのも置かれております。

次に６ページ、自治事務と法定受託事務についてお話させていただきます。地方公共団体が処理する事務というのは、自治事務と法定事務の２つに区分がされています。まず、自治事務というのは地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務を除いたものということにされています。

では法定受託事務とはなんなのかというのが次の７ページです。先に紹介させていただきますと、国や都道府県が本来果たすべき役割にかかる事務であって、国や都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものと書かれております。本来は国や都道府県がしないといけない事務を、住民の利便性とか、業務の効率性を考えて国から都道府県とか市町村、或いは都道府県から市町村に委託されているような事務っていうことで。例を挙げさせていただきますと、国政選挙や旅券の交付、国の指定統計ということで国勢調査とかですね。また戸籍や生活保護、こういった事務が法定受託事務ということで位置づけられております。必ず法律、政令により事務処理が義務付けられるということで、基本的にはその事務を行う自治体の裁量というのはなく国の強い関与が認められてる事務であり、全国統一して同じような基準で事務を扱わないといけない。そういった事務が法定受託事務となっております。

次に６ページ、そういった法定受託事務を除いたものが自治事務ということになっています。これも大きく分けて２つありまして、１つは法律や法令により事務処理が義務付けられているもので、先程も法令で決まっているというようなことも言ったんですけれども、こちらはどちらかというと法令の範囲内で自主的に地方公共団体、市町村が責任を持って処理するというような事務になっております。その事務を進めるにあたって、市町村で条例を定めて事務を行っていくとなっております。もう１つが、こういった法令法律とか政令に基づかずに任意に行うもので、いろいろな助成金があったり公共施設の管理とかといったところが自治体の任意で行う事務ということで位置づけられております。こういった地方公共団体が処理する事務には２つの区分がされているということになります。

続いて８ページ、区役所の所掌事務ということで、区役所が担当する事務については個別に法律とか条例などで定められています。一つは個別法に基づき処理することとされている事務で、例示させていただくと、戸籍事務とか住民基本台帳事務。これについてはそれぞれの法律があるんですけれども、戸籍であれば戸籍法というのがあって、住民票とか

の事務であれば住民基本台帳法という根拠になる法律がありまして、このなかで、そもそも戸籍の事務については政令指定都市であれば区長がやるものということで法律の中で規定がされています。住民基本台帳についてもそうですけれども、市長村長がやるというようなところを、政令市においては区長が法律に基づいて事務をやるという位置づけになっております。もう１つは、そういった法律では区長ということで決められてないなくて市長の権限になる事務になるんですけども、その事務を区役所とか区長の権限でやるように事務を分担させているもの。大きく、2 つの種類に分かれております。それぞれ区役所がする事務については事務分掌規則というものがありまして、そのなかでどんな事務を区役所にさせるのかというのが決められています。

言葉だけ並べると難しいかと思いますが、次の 9 ページにイメージ図ということで記載させていただいております。地方自治体の事務というのは法定受託事務と自治事務に分かれていますので、区役所が行う事務についてもこの 2 つに分かれます。法定受託義務と自治事務両方に関して法律・政令に基づく事務があるんですけれども、それ以外にも条例・規則等に基づいて行う事務、こういった根拠法に基づかずに行う事務というような仕事の位置づけ、業務の位置づけがあります。特に法律に基づくものとか条例に基づくもの、それに基づかなくても一定大阪市として 24 区統一的に実施する必要があるようなものについては、局が制度の所管になって 24 区統一的にこういった事務を実施していくということになります。それ以外の特段の位置づけのないような事務とか、そういったところは区役所とかの裁量でできる事務となっております。とはいえ法令や例規に基づく事務であっても、事務のやり方など区役所の裁量でできる部分というのも一部あります。

次に、今区役所の仕事の話をさせてもらったのですが、大阪市は区役所だけで仕事やっているのではないということで、中之島の本庁舎とかにいろんな部局があるんですが、そこでも業務というのは行っております。イメージとして住民に身近な事務を行っていたり、それ以外で大阪市全体を対象とした広域的な事務とか或いは職員の人事、給与とかいったような住民に身近ではない業務を局でしております。特に住民に身近な事務とすることで例に挙げさせてもらっているのが、道路の維持補修とか公園の整備。これらは建設局が公園管理者とか道路管理者っていう位置づけになっておりまして、そこが事務をやっているんですけれども、実際これは 24 区のそれぞれの地域を対象に業務をやっておりますので、局がやってる特に住民に身近な業務となります。ところが局の仕事というのは、区

役所でする仕事として位置付けられておりません。区長というのは区役所に割り当てられた仕事については権限がありますが、区役所ではなく局がやる事務については区長としては権限が及ばないということになります。しかし、住民に身近な道路とか公園といった事務は区長の指示のもとで実施することが望ましいということで、行政区単位で各局の方で所管する基礎自治行政ということで住民に身近な事務、これについては区長が横断的にそういった業務を総括して、局の局長以下を指揮監督できる職ということで区シティ・マネージャーというのを設置しております。実際局の中でいろんな業務がありますが、例えば道路の維持補修であれば、その維持補修の中の東住吉区の部分については建設局に対して意見であったり指示ができるという職として、このシティ・マネージャーというのが位置付けられております。これは、この東住吉区の区域内の基礎自治に関する施策と事業の実質的な責任者ということでこのシティ・マネージャーというものには区長をもって充てると、そして区長がいろんな立場で局の住民に身近な事務に対しては意見とか指揮監督ができるという位置づけになっております。

次に 11 ページ、そうした区シティ・マネージャーの権限や責任において東住吉区において施策を進めていくためのよりどころになるというのが区の将来ビジョンということになりまして、現在の区の将来ビジョンというのが 2021 年～2025 年までの 5 か年の期間を設けまして、「子どもが輝き、みんながしあわせなまち」をめざす将来像として取組を行っているところです。

次に 12 ページ、今申し上げた将来像を実現するために 3 つの目標を掲げております。1 つ目は「みんなで子どもを育てるまち」、2 つ目が「みんなが健康で安心して暮らせるまち」、３つ目が「みんながつながるまち」ということで、3 本柱に沿ってこの施策を進めているということで、大きな目標としてこの 5 年間で達成する目標を 12 ページの下のところに掲げております。ここを目指して事業に取り組んでおります。

次に 13 ページ、区の運営方針についてです。「施策の選択と集中」の全体像を示す方針として毎年度策定することになっており、将来ビジョンの各年度ごとの取組を示したのが運営方針ということになります。下の図は将来ビジョンと運営方針の関係を示した図となっております。真ん中のところが東住吉区の将来ビジョンということで今の計画は 2025 年度までということになっております。次の計画が 2026 年から 2031 年までということで、これから区政会議でご意見をいただきながら次のビジョンを作っていく予定となって

おります。現行の将来ビジョンを策定するにあたっても区政会議でご意見をいただきながら、パブリックコメントで住民の皆さんにご意見をいただきながら策定したということで、同じような形でまた次のビジョンも策定していくということで今後ご意見を頂戴していく予定となっております。そしてその将来ビジョンの各年の取組としてアクションプランになっているのが運営方針ということで、年度ごとの進捗の状況をきちんと管理していくことになっております。

次に14ページ、区の予算について説明させていただきます。将来ビジョンとか運営方針に基づいて予算を編成するということになるのですが、自律した自治体型の区政運営ということで、あくまで区役所というのは大阪市の中の1つの組織で特別区のような地方公共団体ではないのですが、自立した自治体型といった形で、各区の特性に応じて区シティ・マネージャーが、特性とか地域の実情に即した施策を展開、充実できるように、決定権に基づいて、局の予算も含めて予算を編成してるという形になっております。ただし、いろいろな局の事業に関して権限があるということではありますが、当然大阪市の中の一つの組織ですので、予算編成にあたってなんでもできるかと言ったらそういうわけではありません。市全体として整合性を図っていかないといけませんので、市全体の方針と整合が取れていること、例えば受益と負担の明確化ということで一定の受益者負担は求めていく必要があり、東住吉区に住んでいると負担なしでできるということではなく、市全体の考え方に沿ってやっていく必要があります。

次の2つ目の項目もそうですね。全市的な制度設計との整合性ということで、全市的にやっている事務というのはそれぞれ所管局があるんですけれども、そこから外れたような事務というのは当然できないんです。

3つ目が、公正性公平性の著しい欠如など自治行政原理との整合性といったことです。例えば、東住吉区に住んでたら5万円あげますよとかですね。これって、地方自治の原則でいうと、大阪市民は同じ税金を負担しているわけなので、住んでいる区によって著しくそういった公平性を欠くようなことっていうのは当然できませんので、そういった予算を編成することはできませんよというようなところは留意が必要ということで定められております。次に区の予算の、大阪市の予算編成の過程についてちょっとご紹介をさせていただきます。まず、大阪市が予算編成するにあたっては、一般財源と言ってるんですけども、市税などの歳入、どのくらいお金の収入があるのかっていうことをまず見込んで算出

するということになります。そのうえでいろんな固定的な経費、人件費であったり公債費、所謂借金で、事業するにあたって借金をしている事業の返済等に充てるお金が公債費ということになります。これらを非裁量経費と言って、固定化されたお金、義務的な経費にまずはお金を割り振るということになります。その非裁量経費というのが、扶助費と言って生活保護や福祉に充てるようなお金で事業実施の可否とか事業手法になかなか選択の余地がない固定的な経費ということになっております。まずこういったところに歳入の中から優先的に財源を充てていくっていうようなことになります。その結果残ったお金が裁量経費ということになります。一般財源の中で、その予算の範囲、割り振られた財源の中で、区長や局長のマネジメントによって施策を選択と集中ということで進めながら予算を組んでいくことになります。これが裁量経費ということで、大阪市全体で生み出した残った財源の中から、各所属に予算、財源が配分されて予算を組み立てていくという流れになっております。

こういった予算の編成を経て予算として編成されたものが次の16ページになりますけれども、大きく分けて区長自由経費と区CM自由経費というものに分かれます。区長自由経費というのは、区に予算が割り振られて、区長の権限、マネジメントの中で算定した予算という形になっております。下の区CM自由経費というのは局が持っている予算です。これは区長が区シティ・マネージャーとして編成した予算ということになるんですけれども、予算を組むにあたっては、局が持っている東住吉区に関する予算を個別に事業ごとに割り振るのではなくて、大きな１つの財布にまとめて、区長がどこに重点的に予算を組んでいくのかっていうのを局の予算まで突っ込んでやるっていうのがこの区CMの予算ということになっております。

区長自由経費につきましては、先程もご説明した将来ビジョンに基づく経営課題に基づきまして、この4点に関連する事業ということで予算を組み立てておりまして、次の17ページからこれに基づく具体的な事務概要と予算ということで例を挙げているところです。１つ目が「みんなで子どもを育てるまちづくり」ということで、子育てや教育に様々な人や団体等が関わることで子育て教育環境が整い、よりみんなで子どもを育てるまちにするため、東住吉区子育て支援連絡会との協働による子育て家庭への支援、発達障がい児に係る支援員、民間講師、人材バンクの活用等によるニーズに応じた学校への支援などに取り組んでいます。ということで関連する予算については下に項目と予算を挙げさせてい

ただいております。

次の 18 ページには、２つ目の「みんなが健康で安心して暮らせるまちづくり」ということで健康づくりや防災、防犯に様々な対策が取られ区民の意識が高くみんなが健康で安心して暮らせるまちにするため地域福祉サポーターの配置による福祉相談ネットワークの強化、地域の自主的自律的な防災訓練の支援等による防災力の強化などに取り組んでいますということで同じく下の方には予算と事業名の方を挙げさせていただいております。

3 点目が、「みんながつながるまちづくり」ということで区民相互に交流と助け合いを行い、地域の自主的なまちづくり活動が活発に行われている、みんながつながるまちにするため、様々な地域団体や企業等の参画のもと地域ニーズに対応した手法での事業実施による区民相互の交流活動への支援、地域の担い手の知識技術の習得、向上の促進策をはじめとする地域の自主的なまちづくり活動への支援などに取り組んでいます。

最後に 20 ページです。「区民と共に創るまちづくり」ということで、区民の区政への関心が高く区民の意見を反映した区政運営が行われるまちにするため、広報媒体と内容の充実、区政会議の開催や区民アンケートの実施をはじめとした区民等の参画と協働による区政運営、大学や企業等と連携した取組の促進などに取り組んでいますということで各事業を挙げさせていただいているのですが、今申し上げたような事業につきましては今後次期将来ビジョンの検討に向けて、これは現行の将来ビジョンに基づく取組として挙げてる内容にはなるんですけれども、まずはここについての課題分析を行ったうえで、当区の強みや弱みを明らかにして、また新しいビジョンに反映していく必要があると考えております。

次回、この部会では、これらの事業について少し内容を詳しくお示ししたうえで、意見交換ができるように進めていきたいと考えております。説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○丸川議長

ご説明いただきましてありがとうございます。本会でもありましたけれども前提となる区の現状とか行政のしくみっていうところ、知ってらっしゃる方もいらっしゃるとは思いますが、そうでないという方もいらっしゃるなかで、田植えに例えると、その田んぼを一生懸命、今耕してるっていう状態だとご理解いただければいいかなというふうにも思って

います。そういうような進め方をしていこうということで区の皆さんともお話をさせていただきました。なので、今日は田んぼを耕しているっていうところ、花を摘むとかそういう話ではないんですが田んぼを耕しているという意味で何を聞いても大丈夫なので。今ご説明いただいたのは、区とか区長とかっていうのがどういう権限を持っていて、この将来ビジョンというのを作るためにこの会はあるのですが、それをどういうふうにっていうことで、前半の方でお話しいただいてた運営方針というのは毎年毎年区切ったものですが、これからビジョンというものを話し合いをしていきますっていうところでそのビジョンって何かという話の田んぼを耕しているっていうような理解をしていただければと思います。

残された時間、是非、皆さんでここがわからないとかもっとこういう所を教えてほしいとかそういったようなことでまったくかまいませんのでご意見をいただければというふうに思っています。それでは皆さんよろしくお願いします。それでは樋口委員、お願いします。

○樋口委員

ありがとうございました。16ページの維持管理経費と区CM自由経費の合わせて8億5千万は、これは何に使うのでしょうか？

○丸川議長

はい、区の皆さんいかがでしょうか。16ページの区長の自由経費のなかで維持管理費って何ですか？というご質問かと思いますけどいかがでしょうか。

○西井総務課長代理

はい、区役所のこの庁舎の維持管理費、光熱水費であったりですね、区民ホールとか東住吉会館とかの施設を持っておりますのでそこの維持管理費であったり、区役所が事務を行ううえで会計年度職員を任用したりする経費であったりとか、一般的な事務経費ということで備品の購入とかそういったところです。その中でも大きいのは住民情報の窓口です。窓口業務を業務委託しておりまして、こういった業務の委託料がこの維持管理経費の大きなところになっています。

○樋口委員

これが８億５千万もいるということでしょうか。

○西井総務課長代理

維持管理は３億ということで今申し上げたような内容になってまいります。それ以外の重点的に取り組むというのがこの４億７千万という形になりますが、これは17ページ以降に掲げている事業に充てているということになります。

○丸川議長

今の樋口委員のご質問の趣旨としてはこの16ページで行くと下の区のCM自由経費っていう５億５千万を足して８億５千万というふうに仰っていますけど、この下のところの説明ですかね。

○西井総務課長代理

シティ・マネージャーの権限で、区長が予算編成をしているんですけれども、お金の所管は局の方になっています。局の予算を、区長の意向で編成してるというような形になっております。道路の維持管理であれば建設局の予算ですが、例えば、道路の維持管理は少なくていいから公園の方の維持管理を積んでくださいとか、局を横串で刺した予算編成をしていると思っていただいたら。局が持っている東住吉区に関連する予算を１つの財布にまとめているというのが５億５千万です。大阪市の局が執行してるんですけれどもそのうちの東住吉区分というところです。各局が持っている予算のうち、東住吉区の相当分をまとめたものが５億５千万と思っていただいたらと思います。それをどういうふうにどこの局の予算に配分するのかというのを権限の中でやっているという形になります。

○樋口委員

どういうふうに使ってたのかなと思って聞いてみました。

○西井総務課長代理

例えばそういった方に予算を回してほしいということであれば区のシティ・マネージャーとしてそちらの方に予算を回す、その代わりほかのところで予算を下げないといけないという形になってくるので、総枠っていうのはやっぱり決まってます。局としても予算が決まってますし、そのうち東住吉区に割り当てられてる、配分されてる予算っていうのも決まっておりますので、なにか１つ局の事業を増やそうとすれば、どこかを落とさないといけない。財布としてはマックスが決まっておりますので、例えば樹木の剪定とかに予算をかけるのであれば、その分をどこかで落とさないといけないということになっておりますので、そこを権限の中で編成しております。

○樋口委員

例えば 18 ページ、DV の対策費用 8 万円は少なくないでしょうか。もっと使ってあげた方がいいのではないでしょうか。

○丸川議長

全体のバランスでというようなところはあるかなと思いますので、それはご意見としてあるかなと思いますけれども、個別でというよりはまず今、田んぼを耕したいというようにも思いますのでその視点でございますでしょうか。では、三原委員よろしくお願いします。

○三原委員

三原でございます。教えていただきたいのですが、大阪府下の衛星都市、この近辺の都市の予算を調べましたことを報告させていただきます。松原市は約人口で 11 万５千人ございます。東住吉区は 2023 年度の統計を見ましたら、皆さんご存知だと思いますが 12 万８千人でそのうち女が６万８千、男が６万です。それと同時に東住吉区の予算、区長が扱える金額と局の分の合計をしましても約 11 億の金額です。それで松原市が同じような人口でありながら、一つの市でございますので中身は多少は違いますが、数字は皆さんいくらぐらいだと思いますか。もちろん特別経費も全部入ってると思いますけど。これ数字見ますと約９百億という数字が具体的に出ております。これが松原市。それから柏原市が６万７千人に対して 270 億の市長の権限があります。そういうものを含めて、東住吉が 12

万８千のなかで非常に少ないと思いませんか皆さん。例えば 24 区の中で、皆さんご存知だと思いますがこの区役所を含めてまだ新しくなっていない区役所が 3 区ございます。東住吉区と住之江区と東淀川区です。この 3 区がまだ古いままです。同じ 24 区でありながら不公平な状態があるわけです。皆さんに報告させていただいて、これからの区政会議を進められたらどうかと思います。よろしくお願いいたします。

○丸川議長

はい、ご意見ありがとうございます。

○西井総務課長代理

松原市はひとつの自治体になるんですけれども、東住吉区については大阪市の中のひとつの組織というふうなことで単純に比較できないかなというところです。大阪市全体でいうと一般会計で２兆 167 億円で、区が所管していなくても大阪市全体としてやってる事業がありますので、単純にこれを 24 で割るとかそういうことでもないわけでなかなか比較っていうのは難しいかなと思っております。区の一部の組織として住民の身近なところで使っていく予算っていうところが今日ご説明させていただいた内容かなというところでご理解をいただければと思います。ちょっと単純に比較っていうのが難しいのかなと思っております。

○村田副区長

副区長の村田です。いつも大変お世話になってます。先程のパワーポイントの９ページをご覧いただきたいんですが、我々はこの区役所の裁量で実施と書いてる、この部分が重要。松原や他の市町村では全体が何億、何百億で、ここの差があるということは皆さんご理解いただければなというふうに思います。

○丸川議長

そういう意味でこそ、そういう田んぼですということを明らかにしていただいて、三原委員の素敵なご意見だったかなと思います。ありがとうございます。その他、どなたでも結構ですしどんな基本的なことでも結構ですので仰っていただければと思います。いかが

でしょうか。どうぞよろしくお願いします。

○竹村委員

竹村です。よろしくお願いします。資料では概略というか区役所の在り方みたいな部分を説明していただいてるんですが、課題に対する意思決定というか、どういう動きで物事が区役所の中で進んでいくかってことが書かれてなくて、例えば窓口業務とかであれば分かるのですが、将来ビジョンとかって今ないものに対してこうあるべきですよねということを積み上げていく形の事務だと思うのですが、それはボトムアップなのかそれともトップダウンでいくのか、その辺の動きが見えなくて。ある課題に対して対処していくということは分かって、例えばDVが起こってますといったときそれに対してなにか生活保護なり何かしないといけませんねとか。ただ、そうじゃなくて何か、東住吉区をよくする、対処療法ではないところの意思決定のやり方がちょっと見えなくて。一般職員の方から係長、課長といき最後区長権限で決定しますといった、その辺がどうなってるんだろうというような単純な疑問です。新規プロジェクトをするのがすごく難しい組織なんじゃなかろうかと思っていて。そうなるとこの区政会議っていうのはどっちかというと新規プロジェクトをするための会議だと私は思っています。その辺どうなっているのかというのをお聞きしたいです。

○丸川議長

はい、竹村委員からのご質問です。ビジョンを作っていくという話なんだけど、そこの意思決定がボトムアップかトップダウンかどちらかということ、区役所からどうぞお願いします。

○村田副区長

竹村委員ありがとうございます。区長がこのまちをどうしたいか、東住吉をどうしたいかというのを決めます。ただそのためには、いまの現状がどうなっているか、何が課題になるのか、地域ではどういうことが課題で困っているのかということを実際区役所職員が現場で見聞きしたこと調べたこと、それから地域の皆さんと会話した中ででた話があれば、最終的に区長が決める時に非常に助かります。そういう意味で言うならボトムアップ

になるのかもしれないですけども、基本はトップダウンで、それから情報・課題って言うのは意思決定においては必要になってきますので、このような区政会議というのはなくてはならない会議なのかなと思います。

○丸川議長

それでは次に堺委員お願いします。

○堺委員

堺です。先ほど話のあった役所の仕事はどういうものかという話は、それで区政会議委員は何に参加できるのでしょうか。区政会議の考え方やり方を考えていっていただきたいです。

○丸川議長

はい、ありがとうございます。ご意見として承りたいかなというふうに思います。最初にご説明もありましたけれども、アンケートにも是非書いていただければと思いますけれども、一旦本日の議題は以上とさせていただいております。それでは本日議員の方にもいらっしゃっていただいておりますので、一言ずつお言葉をいただきたいと思います。田辺議員からよろしくお願いします。

○田辺議員

皆様夜分遅くまでお疲れさまでございました。私幾度となくこの会議の最後に皆さんにお伝えしてるんですけれども、区政会議委員の皆さんから貴重なご意見をいただきたいというふうに思っておりまして、過去には区政会議の委員の皆さんから本当に貴重なご意見、参考になる意見があって区政に活かされたこともありましたというお話をさしていただいております。ご説明は先ほど何度かありましたけれども、意見を述べるために前提となる区の現状や行政に対する知識が不足しているというところからこのようなご説明だったというふうに理解させてもらってよろしいでしょうか。次回予算のところですね。事務事業の内容は具体的にそのわかりやすいように掘り下げて説明しますよと仰っていただいてたんで、そのように考えておいてよろしいでしょうか。もう少し具体的にこういうもの

にお金使ってますよ、こういうものに予算とってますよというご説明いただかないとなかなか具体的な議論は出来ないということが一つ思います。

それと区として何が出来るかできないかというところをご説明されたかったのだと思うんですけれども、実際事細かに具体的な事務事業に行くと、実際区長のところで裁量が完全にある事業と裁量があるが利かせにくい事業とまったく裁量がない事業とこの３つの流れだと思います。そこで、現状何が区役所の中で区長の裁量で出来るのかっていうのをもう少しわかりやすくしていただきたいというのと、更に加えて説明をいただいたうえで、委員の皆さんにはこんなことやったらいいのではということ、自由な発想のご意見を頂きたい。それが現状区長の裁量で出来なかったとしてもですね、ひょっとすると、区役所であったり我々議会のほうでも、これはもうできないものだ、ここまでしかできないものだと先入観で思ってしまっているかもしれないことが、あるのではないかと思います。例えば他の区と連携することによって出来る道が開けるかもしれない。そういう思いで私はこれから役所には具体的に分かりやすい説明を求めると同時に委員の皆さんからは自由な発想で、我々が気づかない色んな参考となるご意見をどんどん出していただいて、それが実際にまずはブレーンストーミングで意見を出していただく。そして、部会であったり本会であったり、今回はじゃあこれを決めようということで実際に議論をして最終的に会議の課題である目的を達成する。そのような有効な会議になることを、心から祈念申し上げております。今日は皆さんありがとうございました。

○丸川議長

田辺議員、ありがとうございました。では渕上議員お願いします。

○渕上議員

皆さん、お疲れ様でございました。貴重な意見、いろいろお伺いいたしましてありがとうございます。

私は気になることがあってお話ししたいと思います。既に区役所の方にはこういう要望でということはお伝えしているのですが、区民フェスティバルにはいろんな方が参加されます。その中で子どもから高齢者の方がいて、では皆さんトイレに行くときにどういうトイレがありますかと聞くと、洋式をもう少し増やして欲しいという声が結構私のところに

来ています。例えば、今この中でこういうふうな意見があって、今回区民フェスティバルではこうなったよという見えるものがあれば皆さん区政会議というものをもっと参加というか活発的にされるような気がします。私たち議員もいろんな要望を聞いてやってるんですけども、届かないところってあります。区民フェスティバルで、実はデニーズとかローソンとかに結構迷惑かけております。皆さん洋式を求めて行っているので。そういうところは、区の予算でできますとなりレンタルを増やすとなった場合、皆さん行ってみて、今回は多くしてくれたと思えば、私たちの意見はやはり区政会議で反映されているというのを感じられれば参加することも意義があると思います。そういうところからお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○丸川議長

はい、ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして区長より一言お願いいたします。

○藤原区長

本日は、長時間にわたり、遅い時間までお時間をいただき、また貴重な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

本日の本会の３つ目の議題にもありましたとおり、私どもといたしましても、この区政会議そのものの運営を、委員の皆様とより双方向的なものにし、よりよい会議となるよう改善してまいりたいと考えておりますので、これから御記入いただくアンケートを含め、今後とも忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

次回の部会では、次期「東住吉区将来ビジョン」の骨子案の取りまとめに向けて、より具体的な内容について、それぞれの課題等をお示ししながら御意見を頂戴してまいりたいと考えております。

皆様方には、この区政会議に引き続き御協力いただきますようお願い申しあげまして、私からの閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○丸川議長

ありがとうございました。それではこれを持ちまして令和６年度東住吉区区政会議第１回子育て教育部会・安心つながり部会を終了いたします。

先ほど説明ありましたがアンケート質問票に是非ご記入のうえお帰りください。皆さん長時間にわたりましてどうもありがとうございました。